○農林水産省告示第千三十五号

平成十八年三月三十一日農林水産省告示第五百五号（みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、平成二十六年二月二十六日農林水産省告示第三百二十二号（平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月三十日

農林水産大臣　林　芳正

「三千三百六十一トン」を「三千四百十二トン」に改める。

○農林水産省告示第千三十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年七月三十日

農林水産大臣　林　芳正

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

1　品種登録の番号　第23456号

2　品種登録の年月日　平成26年7月22日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Hordeum L.

4　登録品種の名称　はるか二条（にじょう）

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

茨城県つくば市観音台三丁目1番地1

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

7　出願公表の年月日　平成23年8月19日

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年七月三十日

農林水産大臣　林　芳正

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第23458号

2　品種登録の年月日　平成26年7月22日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Oryza sativa L.

4　登録品種の名称　みずかがみ

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

滋賀県

滋賀県大津市京町4丁目1番1号

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町赤花字主計三一三から三一三まで、三一三の一、三一四から三一八まで、三三〇、三三一から三三五まで、三三七から三四三まで、三四四の一、三四四の二、三四五、三四六、三四六の一、三四六の二、三五〇から三五三まで、字主計南側三七五、三七六、三七九の二、三八〇、三八一の一、三八四、三九三、三九六、三九七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字主計三三一・三三八から三四〇まで・三五二・三五三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、三三三、字主計南側三七五・三八〇・三八一の一・三八四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町生栖字山根一一四、一一五、一三九、字八代一四二の一、字塚ノ元二三六の一、二三六の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字塚ノ元二三六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市長谷字カンヲン谷三九、四〇の一、四〇の五から四〇の一〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字カンヲン谷三九（次の図に示す部分に限る。）、四〇の一、四〇の五から四〇の一〇まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町赤花字主計三一三から三一三まで、三一三の一、三一四から三一八まで、三三〇、三三一から三三五まで、三三七から三四三まで、三四四の一、三四四の二、三四五、三四六、三四六の一、三四六の二、三五〇から三五三まで、字主計南側三七五、三七六、三七九の二、三八〇、三八一の一、三八四、三九三、三九六、三九七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字主計三三一・三三八から三四〇まで・三五二・三五三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、三三三、字主計南側三七五・三八〇・三八一の一・三八四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）